

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2,960	2,960	2,341	1,080	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	254	388	408	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	15	30	50	68	
当期の運営費交付金交付額(a)	311	314	331	337	
うち年度末残高(b)	15	15	28	41	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	4.8	4.8	8.5	12.2	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4,161	1,994	1,994	—	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	0	4	3,705	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	9	13	8	8	
当期の運営費交付金交付額(a)	54	61	54	55	
うち年度末残高(b)	9	5	3	5	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	16.7	8.2	5.6	9.1	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0164

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
—	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査			評価 B 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Bであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 (*基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)		
		○1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、平成30年度から令和3年度に借入れの必要はなかった。	<評価と根拠> 評価— <課題と対応> —	中項目の総数：3 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：0×3点＝0点 評価Bの中項目数：1×2点＝2点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：2) 合計 2点 (2/2=100%)		
					評価 — 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 — — — —		

		<p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>								
	<p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p>	<p>○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 平成 30 年度から令和 3 年度における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度的に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。 【期末借入残高の推移】 30年度：169億円 元年度：251億円 2年度：287億円 3年度：418億円</p>	<p><評価と根拠> 評価 B 満点：8 点（小項目 4 × 2 点） B 評価の小項目数：4 × 2 点 = 8 点 合計：8 点 8 点 / 8 点 = 100% 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れについては、中項目の中期達成割合が 100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1665 598 1961 640">評価</td> <td data-bbox="1961 598 2267 640">B</td> </tr> </table> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数：4 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：4 × 2 点 = 8 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 8 点（8 / 8 = 100%） ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度的に実施した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。 <今後の課題> ・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成 22 年 10 月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成 30 年度においては減少したが、令和元</p>	評価	B	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2267 598 2564 640">評価</td> <td data-bbox="2564 598 2902 640"></td> </tr> </table>	評価	
評価	B									
評価										

					<p>年度から令和3年度の収支は、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少及び、近年、さとうきび・てん菜の生産が堅調であることに伴う国内産糖価格調整事業の支出の増加により欠損金が増加している。この結果、平成29年度末の繰越欠損金263億円は、令和3年度末には455億円と増加しており、繰越欠損金の解消に至っていないことから、今後もこうした取組を継続する必要がある。</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	B	B	B	B						
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																
B	B	B	B																	
	<p>3 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも 交付金及び国内産いも でん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。</p>	<p>○3 でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも 交付金及び国内産いも でん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>資金の状況を把握した結果、平成30年度から令和3年度に借入れの必要はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定－</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>－</td> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table> <p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td></td> </tr> </table>	評定	－	評定		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	－	－	－	－		
評定	－	評定																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																
－	－	－	－																	

			c : 取組はやや不十分 であり、改善を要する d : 取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する				
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(砂糖勘定の繰越欠損金)

繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

令和元年度から令和3年度において、調整金等収入が交付金等支出を下回ったことから、平成29年度末に263億円あった繰越欠損金は、令和3年度末には455億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付		
	2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0161

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間（見込）に係る自己評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			評価	B	評価	
	緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施	○1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された	<評価と根拠> 評価 B 満点：8 点（項目 4 × 2 点） B 評価の項目数：4 × 2 点 = 8 点	大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれも B であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に 2 を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：2 評価 S の中項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 A の中項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 B の中項目数：2 × 2 点 = 4 点 評価 C の中項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 D の中項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 4 点（4 / 4 = 100%）			
					評価	B	評価	
					<評価に至った理由> 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。			
					小項目の総数：4			

<p>に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。</p>	<p>実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及びの実施に伴う返還金等の金銭による納付 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>畜産業振興事業の実施に伴う返還金、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫納付を行った。 (各年度における国庫納付額) 30年度:26,600百万円 元年度:31,104百万円 2年度:1,230百万円 3年度:1,007百万円</p>	<p>合計:8点 8点/8点=100% 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>評価sの小項目数:0×4点=0点 評価aの小項目数:0×3点=0点 評価bの小項目数:4×2点=8点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計 8点(8/8=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 B B B B</p>	
<p>平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。</p>	<p>○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費で措置された平成23年度畜産業振興事業のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業に係る返還金等について、四半期毎に金銭により国庫納付を行った。 (各年度の国庫納付額) 30年度:145百万円 元年度:40百万円 2年度:13百万円 3年度:11百万円</p>	<p><評価と根拠> 評価B 満点:8点(項目4×2点) B評価の項目数:4×2点=8点 合計:8点 8点/8点=100% 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数:4 評価sの小項目数:0×4点=0点 評価aの小項目数:0×3点=0点 評価bの小項目数:4×2点=8点 評価cの小項目数:0×1点=0点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計 8点(8/8=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 B B B B</p>	<p>評価</p>

4. その他参考情報

特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間（見込）に係る自己評価									
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	—	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	評定	—	評定		
					各事業年度の評価結果				
					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
					—	—	—	—	

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値 等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間（見込）に係る自己評価									
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研 修、職場環境等の充実 など業務運営に必要な ものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途につい て、中期計画に定めた 使途に充てた結果、当 該事業年度に得られた 成果 s：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった a：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成 果があった b：取組は十分であっ た c：取組はやや不十分 であり、改善を要する d：取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する	<主要な業務実績> 研修、職場環境等の 充実など業務運営に必 要なものに充てること ができる剰余金はなか った。	<評価と根拠> 評価— <課題と対応> —	評価	—	評価		
					各事業年度の評価結果				
					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
					—	—	—	—	

4. その他参考情報
特になし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8-1～8-8	8-1 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 (2) コンプライアンスの推進 8-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 8-3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進	8-4 消費者等への広報 (1) 消費者等への情報提供 (2) ホームページの機能強化 8-5 情報セキュリティ対策の向上 (1) 情報セキュリティ対策の向上 (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 8-6 施設及び設備に関する計画 8-7 積立金の処分に関する事項 8-8 長期借入れを行う場合の留意事項	
—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0164	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報提供した事項に対する照会件数	—	3件	3件	5件	2件	1件		
目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	3件	3件	5件	2件	1件		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	—	2回	2回	2回	2回	2回		
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回	2回		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
生産者等への資金に係る情報公表回数	—	2回	2回	2回	2回	2回		
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回	2回		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	—	4回	4回	4回	4回	4回		
目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公表	4回	4回	4回	4回	4回		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
機構からの補助金により造成された基金数	—	7基金	7基金	6基金	5基金	5基金		
保有状況等を公表した	全ての基金について	7基金	7基金	6基金	5基金	5基金		

基金数	て公表							
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	—	1回	1回	1回	1回	1回		
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	1回	1回	1回	1回	1回		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 業務に係る目標、計画、業務実績に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項			評価	B	評価
						<p>大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、Aが1、B5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：1×3点＝3点 評価Bの中項目数：5×2点＝10点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 13点（13/12=108%）</p>		
	1 内部統制の充実・強化	1 ガバナンスの強化	○1 ガバナンスの強化		<評価と根拠> 評価B 満点：56点（小項目28×2点） a 評価の小項目数：1×3点＝3点 b 評価の小項目数：26×2点＝52点 c 評価の小項目数：1×1点＝1点 合計：3+52+1＝56点 56点/56点＝100%	評価	B	評価
						<p><評価に至った理由> 小項目の評価はaが1、bが26、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：28 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：26×2点＝52点 評価cの小項目数：1×1点＝1点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 56点（56/56=100%）</p>		

				<p>ガバナンスの強化については、中項目の中期達成割合が 100% であり、概ね、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p>役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進については、令和 2 年度において、理事長のリーダーシップの下、新型コロナウイルス感染症対策等としてテレワークの推進や徹底した衛生対策を実施し、十分な取り組みにより、目標を上回る成果が見られた。</p> <p>コンプライアンスの推進については、平成 30 年度において、コンプライアンス上、問題のある事案が発生したことは、従来の取組が必ずしも十分でなかったため、改善を要した。</p> <p><課題と対応> コンプライアンスの推進については、平成 30 年度の問題のある事案の発生を踏まえ、内部統制担当役職員をはじめ各般のレベルでの意見交換等を実施し、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策をとりまとめた。</p> <p>また、より一層風通しの良い職場環境作</p>	<p>・内部統制の充実・強化については、法人に期待される役割を果たしていくため、毎年度、内部統制委員会を開催し、PDCA サイクルによる確実な検証、業務の改善の検討を行っている。</p> <p>特に、令和 2 年度は、理事長のリーダーシップの下、テレワーク実施方針検討委員会を新たに立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に加え、働き方改革の推進、非常時における業務継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議の Web 方式による開催等、衛生対策の徹底による感染リスクの低減に取り組んだことは評価できる。</p> <p>・コンプライアンスの推進については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき実施され、外部のコンプライアンス推進相談等窓口の適切な運用等、各種取組が適切に行われている。</p> <p>なお、平成 30 年度に業務運営に関連した不適切な事案があったが、速やかに再発防止策を講じ、理事長と管理職との意見交換、若手職員へのヒアリング、役職員間での意見交換、他法人での取組の参照等を行った上で、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を取りまとめ、令和元年度以降、同方策の対応状況の点検の実施、行動憲章を全面的に改訂し、浸透・定着を促すための周知等、改善が図られていると認められる。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>りやコンプライアンス意識を醸成するための各種取組を引き続き実施することに加え、コンプライアンスに関するテーマを設定した上で各部署内で意見交換を行い、その結果の共有や、他法人等におけるコンプライアンス違反の事例を担当役員から共有するなどコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス意識の徹底等に資する研修の実施及びコンプライアンス推進相談等窓口の利用促進に資する効果的な周知を行った。</p>																		
<p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p>	<p>(1) 内部統制の充実・強化 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p>	<p>(1) 内部統制の充実・強化 ◇ア 内部統制の推進 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリング結果に基づき、課題や新たなリスク等の洗い出しを行い、改善等の検討等を行った。 一方、平成30年度において、業務運営に関連した不適切な事案があったことを踏まえ、理事長と管理職との意見交換、若手職員へのヒアリング、役職員間での意見交換、他法人での取組の参照等を行った上で、内部統</p>		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価	—																					
各事業年度の評価結果																						
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																		
b	b	b	b																			
評価																						

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。

制に関する改善方針及びその具体化方策を取りまとめ、令和元年度以降、同方策の対応状況の点検を併せて行った。

さらに、令和元年度に、役職員の行動の拠り所となる行動憲章について、機構業務の特性や内部統制の改善に向けた取組の方向性を踏まえつつ、役職員の意見も反映しながら全面的な改訂を行い、令和2年度以降は、その趣旨・内容を正しく理解し、個人及び組織への浸透・定着を促し、日々の行動として実践されることを期して、各種周知に取り組んだ。

◇イ 役員会の開催
 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
 a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
 b：取組は十分であった
 c：取組はやや不十分であり、改善を要する
 d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>
 毎年度、中期計画の変更、財務諸表の認可申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催し、審議を行った。

◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進
 s：取組は十分であ

<主要な業務実績>
 毎年度、組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実

評価					評価				
各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
b	b	b	b		b	b	a	b	
評価					評価				
各事業年度の評価結果					各事業年度の評価結果				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
b	b	a	b		b	b	a	b	

		<p>り、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は充分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>施するための内部統制の充実を図るため、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。</p> <p>令和2年度は、理事長のリーダーシップの下、テレワーク実施方針検討委員会（委員長：理事長）を新たに立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に加え、働き方改革の推進、非常時における業務継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議のWeb方式による開催等、衛生対策の徹底による感染リスクの低減に取り組んだ。</p>																											
		<p>◇エ 内部監査の実施</p> <p>s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は充分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、内部監査年度計画に基づき、被監査部署の所掌業務、法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の運用等について、内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p>		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td colspan="4">—</td> <td>評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	評価	—				評価	各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b			
評価	—				評価																									
各事業年度の評価結果																														
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																										
b	b	b	b																											

	<p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇オ リスク管理対策の推進</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、リスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議した。</p> <p>また、令和元年度以降、リスク管理に係る研修を実施し、リスクの適切かつ効果的な管理に取り組んだ。</p>																			
	<p>◇カ 個人情報保護対策の推進</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員を参加させるとともに、地方事務所において派遣職員を対象に指導を行った。</p> <p>また、個人情報の保護についてのセルフチェックを行い、個人情報の漏えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認した。</p> <p>このほか、個人情報保護管理担当者（各課課長）を対象に個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施するなど、個人情報の適正な取扱</p>																			
				<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> <td>評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度 4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	評価	—	評価		各事業年度の評価結果				30年度	元年度	2年度	3年度 4年度	b	b	b	b	
評価	—	評価																			
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度	2年度	3年度 4年度																		
b	b	b	b																		
				<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> <td>評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度 4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	評価	—	評価		各事業年度の評価結果				30年度	元年度	2年度	3年度 4年度	b	b	b	b	
評価	—	評価																			
各事業年度の評価結果																					
30年度	元年度	2年度	3年度 4年度																		
b	b	b	b																		

	<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>◇ (2) コンプライアンスの推進</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>いについて推進を図った。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、コンプライアンスに関する役職員の理解と認識を深めるため、コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口、外部相談窓口）の適切な運用、研修及び認識度調査の実施、推進状況の点検、「コンプライアンス推進週間」（5月、10月）における啓発、他法人等における事例の共有、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。</p> <p>また、コンプライアンス委員会を毎年度開催し、コンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、翌年度のコンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p> <p>平成 30 年度においては、コンプライアンス上、問題のある事案があったことを踏まえ、職員の職務執行上の危機感やリスク意識、倫理観の不足等の改善を図るため、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を策定し、コンプライアンス意識の徹底等に資する研修の実</p>		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td colspan="4">—</td> </tr> <tr> <td colspan="5">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	評価	—				各事業年度の評価結果					30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	c	b	b	b		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価	—																											
各事業年度の評価結果																												
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																								
c	b	b	b																									
評価																												

<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○2（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>施、及び、コンプライアンス推進相談等窓口の効果的な周知を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定B 満点：32点（小項目16×2点） b評価の小項目数：16×2点＝32点 合計：32点 32点/32点＝100% 職員の人事に関する計画については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> <td>評定</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：16 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：16×2点＝32点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 32点（32/32＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> <td>評定</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</td> </tr> </table>	評定	B	評定		<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：16 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：16×2点＝32点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 32点（32/32＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。				評定	—	評定		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b			
評定	B	評定																			
<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：16 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：16×2点＝32点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 32点（32/32＝100%） ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。																					
評定	—	評定																			
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b																					
<p>機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。</p>	<p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>◇(1) 職員の人事に関する方針 （指標＝職員の適正な配置、人事評価制度等） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人事管理・人事育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。 また、平成30年度から令和3年度において、21名の新卒採用、</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> <td>評定</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</td> </tr> </table>	評定	—	評定		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b												
評定	—	評定																			
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b																					

	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、250 人を上回らないものとする。</p> <p>[参考1] 期初の常勤職員数の見込み 237 人 期末の常勤職員数の見込み 250 人 (期初の常勤職員数に TPP11 協定の発効に伴い追加される加糖調製品からの調整金徴収業務に係る増員数 13 人を加えた数)</p> <p>[参考2] 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,643 百万円</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。 ア 職員の総合的能力を養成するため階層別研修 (初任者、一般職員、管理職) を実施する。</p>	<p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇ (2) 人員に関する指標 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する)</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>◇ア 階層別研修の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p>	<p>17 名の中途採用、4 名の任期付職員の採用を行った。</p> <p><主要な業務実績> 平成 30 年度から令和 3 年度において、期末の常勤職員数は、250 人を上回らなかった。</p> <p>(各年度末の常勤職員数) 30年度 : 233人 元年度 : 238人 2年度 : 238人 3年度 : 229人</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、階層別の研修を実施した。新規採用者に対しては、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、ビジネスマナー研修や初任者現地研</p>		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> <td>評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度 4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> <td>評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度 4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	評価	—	評価		各事業年度の評価結果				30年度	元年度	2年度	3年度 4年度	b	b	b	b	評価	—	評価		各事業年度の評価結果				30年度	元年度	2年度	3年度 4年度	b	b	b	b	
評価	—	評価																																				
各事業年度の評価結果																																						
30年度	元年度	2年度	3年度 4年度																																			
b	b	b	b																																			
評価	—	評価																																				
各事業年度の評価結果																																						
30年度	元年度	2年度	3年度 4年度																																			
b	b	b	b																																			

		<p>b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>修等を実施した。一般職員に対しては、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に、係長、中堅職員（課長補佐）研修、上級中堅職員（課長代理）研修等や行政実務研修等を実施したほか、令和3年度においては、機構のITリテラシー底上げを図るため、ITリテラシー向上研修（講座受講・ITパスポート試験受験）を課長代理を対象として新たに実施した。</p> <p>このほか、管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に、新任管理職研修等を実施した。</p>		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td colspan="4">—</td> <td>評定</td> </tr> <tr> <td colspan="6">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	評定	—				評定	各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b			
評定	—				評定																									
各事業年度の評価結果																														
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																										
b	b	b	b																											
	<p>イ 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p>	<p>◇イ 専門別研修の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、職員の専門能力を養成するため、会計関連研修として、会計事務職員研修、広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修を実施した。</p> <p>また、上記のほか、内部監査研修、語学力向上研修、中央畜産技</p>		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td colspan="4">—</td> <td>評定</td> </tr> <tr> <td colspan="6">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	評定	—				評定	各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b			
評定	—				評定																									
各事業年度の評価結果																														
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																										
b	b	b	b																											

<p>3 情報公開の推進</p>	<p>3 情報公開の推進</p>	<p>○ 3 情報公開の推進</p>	<p>術研修、海外派遣研修、食肉基礎研修等を併せて実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定B 満点：48点(小項目24×2点) b評価の小項目数：24×2点=48点 合計：48点 48点/48点=100% 情報公開の推進については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> <td>評定</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：24 評定sの小項目数：0×4点=0点 評定aの小項目数：0×3点=0点 評価bの小項目数：24×2点=48点 評価cの小項目数：0×1点=0点 評価dの小項目数：0×0点=0点 合計 48点(48/48=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> <td>評定</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</td> </tr> </table>	評定	B	評定		<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：24 評定sの小項目数：0×4点=0点 評定aの小項目数：0×3点=0点 評価bの小項目数：24×2点=48点 評価cの小項目数：0×1点=0点 評価dの小項目数：0×0点=0点 合計 48点(48/48=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。				評定	—	評定		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b			
評定	B	評定																			
<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：24 評定sの小項目数：0×4点=0点 評定aの小項目数：0×3点=0点 評価bの小項目数：24×2点=48点 評価cの小項目数：0×1点=0点 評価dの小項目数：0×0点=0点 合計 48点(48/48=100%) ・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。																					
評定	—	評定																			
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b																					
<p>(1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p>	<p>(1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則とし</p>	<p>◇(1) 照会事項への対応 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 s：達成割合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成割合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成割合は100%であった c：達成割合は、80%</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報の開示については、適切に対応した。 また、情報提供した事項に関する照会については、全て翌業務日以内に回答した。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> <td>評定</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</td> </tr> </table>	評定	—	評定		各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b												
評定	—	評定																			
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b																					

<p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>て翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>ア 畜産関係業務、野菜関係業務</p> <p>◇ (ア) 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進</p> <p>分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>評価</p> <p>—</p>	<p>評価</p> <p>—</p>																
						<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
b	b	b	b																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
b	b	b	b																		
<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>これら事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>◇ (イ) 生産者等への資金に係る情報公開の推進</p> <p>分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認めら</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、前事業年度の畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者に渡った資金の事業別、地域別の総額を9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>評価</p> <p>—</p>	<p>評価</p> <p>—</p>																
						<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
b	b	b	b																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
b	b	b	b																		

<p>特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>れる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100% であった c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった d：達成度合は、80% 未満であった</p> <p>◇イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100% であった c：達成度合は、80% 以上 100%未満であった d：達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>																						
<p>また、畜産業振興事業により、事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)等の</p>	<p>また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、</p>	<p>◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 分母を機構からの補助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数と</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、基金管理基準に基づき、以下の基金について、名称、基金額等の基本的事項等をホームページにおいて公表した。</p>		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td colspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	評価	—				各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価	—																								
各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																				
	b	b	b	b																					
評価																									
					<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td colspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	評価	—				各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	b	b		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価	—																								
各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																				
	b	b	b	b																					
評価																									

<p>趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。</p>	<p>する。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p>【公表した基金】 (30 年度 : 7 基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④事業準備財産 ⑤畜産高度化支援リース基金 ⑥加工原料乳等生産者積立金 ⑦肥育安定基金</p> <p>(元年度 : 6 基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 (2 基金) ④事業準備財産 ⑤畜産高度化支援リース基金 ⑥加工原料乳等生産者積立金</p> <p>(2 年度 : 5 基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 (2 基金) ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳等生産者積立金</p> <p>(3 年度 : 5 基金) ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金</p>					
---	--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳生産者積立金</p>															
<p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。</p>	<p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。</p>	<p>◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、前年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れ等について、事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容で9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価A 満点：40点(小項目20×2点) a 評価の小項目数：8×3点=24点 b 評価の小項目数：12×2点=24点 合計：24+24=48点 48点/40点=120%</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はaが8、bが12であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の120%以上であることから、評価はAとした。</p> <p>小項目の総数：20 評価sの小項目数：0×4点=0点 評価aの小項目数：8×3点=24点 評価bの小項目数：12×2点=24点 評価cの小項目数：0×1点=0点 評価dの小項目数：0×0点=0点 合計 48点 (48/40=120%)</p> </td> </tr> </table>	評価	—	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b		評価	A	<p><評価に至った理由> 小項目の評価はaが8、bが12であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の120%以上であることから、評価はAとした。</p> <p>小項目の総数：20 評価sの小項目数：0×4点=0点 評価aの小項目数：8×3点=24点 評価bの小項目数：12×2点=24点 評価cの小項目数：0×1点=0点 評価dの小項目数：0×0点=0点 合計 48点 (48/40=120%)</p>		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価		評価	
評価	—																	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b																		
評価	A																	
<p><評価に至った理由> 小項目の評価はaが8、bが12であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の120%以上であることから、評価はAとした。</p> <p>小項目の総数：20 評価sの小項目数：0×4点=0点 評価aの小項目数：8×3点=24点 評価bの小項目数：12×2点=24点 評価cの小項目数：0×1点=0点 評価dの小項目数：0×0点=0点 合計 48点 (48/40=120%)</p>																		
評価																		
評価																		
<p>4 消費者等への広報</p>	<p>4 消費者等への広報</p>	<p>○4 消費者等への広報</p>																

				<p>消費者等への広報については、中項目の中期達成割合が120%であり、所期の目標を上回る成果があったと見込まれる。</p> <p>ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進については、令和2年度は、文字を中心とした既存の業務紹介コンテンツをアニメーション化して動画で配信することで、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができた。令和3年度は、広報誌について、紙媒体を廃止してWeb配信に一本化した上で、発行頻度を従来の隔月から毎月を増やすなどにより、十分な取組をした。</p> <p>消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催については、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、消費者等への対面による広報活動が困難となる中、①意見交換会については、Web会議を活用し、国産野菜の生産・供給に取り組む外食企業（令和2年度）や自動搾乳</p>	<p>・消費者等への情報提供については、毎年度四半期毎に広報推進委員会を開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討、消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施、ホームページの「消費者コーナー」等の充実を図り消費者等への分かりやすい情報提供を実施したほか、農畜産物や法人業務に関する消費者等の理解促進を図るため、消費者等との意見交換会やalicセミナーを実施している。特に、令和2年度は、法人業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ（Q&A）をアニメーション化して動画で配信するなどWebを活用した消費者等へ分かりやすい情報提供の実施、令和3年度は、広報誌について、紙媒体を廃止して、Web動画に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月を増やす取組等を実施した。また、消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alicセミナーをYouTube等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることにより、参加者からの高評価を得ており、目標を上回る成果があったと認められる。</p> <p>・ホームページの機能強化については、平成30年度は、消費者に対し、農畜産業や法人業務への理解を深めるためのフェイスブックの開設、法人の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成、公開、令和元年度は、農畜産事業者等に対し、法人のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供、令和2年度は、アンケートページ作成機能の導入、動画共有サイト（YouTube）の導入、令和3年度は、Web配信となった広報誌のデジタルブックの導入、畜産の情報については、バックナンバーの検索範囲の拡充や検索時間の短縮が可能となるなど、利用者の利便性の向上等、毎年度、事業の発展に資することができており、目標を上回る成果があったと認められる。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

機等の製造企業（令和3年度）とそれぞれ双方向・同時的な情報や意見の交換を実施し、参加した方からは、取り組みへの理解が深まったとの意見が出されたほか、消費者団体のホームページや機関誌を通して広くフィードバックされるなどにより、加工・業務用野菜やスマート酪農業の実態及び機構業務等への理解の促進を図ることができたこと、また、②alic セミナーについても、YouTube や Web 会議方式により海外からの生情報の配信、EU の持続可能な農畜産業や各国の食肉代替食品の消費動向といったタイムリーなテーマを取り上げたことにより、参加者アンケートにおいて高評価を得ることができたことにより、十分な取組をした。

ホームページの機能強化については、平成30年度は、消費者に対し、農畜産業や機構業務への理解を深めるためフェイスブックを新たに開設したほか、機構の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成、公開し、情報発信の強化に努めたこと、令和元年

度は、農畜産業及びその関連産業に携わる事業者等に対し、機構のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供したこと、令和2年度は、アンケートページ作成機能を導入したことで、ホームページの改善等に必要な閲覧者の意見を効率的に収集することが可能となったほか、動画共有サイト（YouTube）の導入により、分かりやすい情報提供にとどまらず、コロナ禍における情報発信の強化に繋げることができたこと、さらに、農畜産業及びその関連産業に携わる事業者への広告掲載機会の提供について、新たに情報誌のメールマガジンも対象とする媒体としたこと、令和3年度は、Web配信となった広報誌については、デジタルブックを導入したことで紙面の拡大やページめくり等が可能となるなど、パソコンやスマートフォン等で消費者等が手軽に閲覧することが可能となったこと、また、畜産の情報については、バックナンバーの検索範囲の拡充や検索時間の短縮が可能となるなど、利用者の

<p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。</p> <p>また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の充実を図る。</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供 ◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回</p>	<p>利便性の向上につながる事ができたことにより、事業の発展に資する事ができたことから、十分な取組を行った。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を四半期毎に開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討した。</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施し、消費者の関心の高い事項、ホームページの改善点等を把握した。</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		<p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
b	b	b	b																						
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
b	b	b	b																						
				<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> </tr> </table>	評価	—	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> </tr> </table>	評価	—																
評価	—																								
評価	—																								

		<p>る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																							
		<p>◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、アンケート結果等を踏まえ、ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を図り、消費者等への分かりやすい情報提供を行った。 令和2年度は、機構業務紹介を動画で見られると良いとのアンケート結果を踏まえ、機構業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ（Q&A）をアニメーション化して動画で配信するなどWebを活用した新たな方法で消費者等へ分かりやすい情報を提供した。 令和3年度は、「消費者コーナー」の料理レシピについて、写真の解像度をアップしたほか、閲覧者がレシピを検索しやすいよう、材料別やジャンル別に整理するなど構成を見直すとともに、広報誌について、紙媒体を廃止してWeb配信に一本化した上で、発行頻度を従来の隔月から毎月を増やすと</p>		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td colspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>b</td> <td>b</td> <td>a</td> <td>a</td> <td></td> </tr> </table>	評価	—				各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		b	b	a	a		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価	—																								
各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																				
	b	b	a	a																					
評価																									

	<p>イ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催（指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施）</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>ともに、フェイスブックによる情報発信についても、機構の認知度向上と農畜産業や機構業務への理解を深め、機構のファンを増やすため、引き続き取り組んだ。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解促進を図るため、毎年度、消費者等との意見交換会やalic セミナーを実施した。</p> <p>令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、消費者等への対面による広報活動が困難となる中、意見交換会については、Web 会議により、国産加工・業務用野菜の生産・供給に取り組む外食企業（2年度）や、スマート酪農業に取り組む自動搾乳機等の製造企業（3年度）とそれぞれ双方向・同時的な情報や意見の交換を実施した。</p> <p>また、alic セミナーについても、Web 会議や動画共有サイト（YouTube）により、機構の業務等について情報を発信した。</p> <p>さらに、令和3年度から広報誌を隔月発行から月刊に変更するなど消費者等への</p>																															
					<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td colspan="4">—</td> <td>評定</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>a</td> <td>a</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	評定	—				評定		各事業年度の評価結果							30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			b	b	a	a				
評定	—				評定																													
各事業年度の評価結果																																		
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																														
b	b	a	a																															

	<p>(2) ホームページの機能強化 ホームページによる情報提供については、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページのスマートフォンへの対応等、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>◇(2) ホームページの機能強化 (指標=活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>情報発信の強化に取り組んだ。</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析を行い、各部へアクセス分析の結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 平成30年度は、消費者の機構の認知度を向上させるツールとして新たにフェイスブックの活用を開始したほか、機構の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成・公開した。 令和元年度は、農畜産業及びその関連産業の発展に資するため、これらの業種に携わる事業者又はその構成する団体がホームページにバナー広告を掲載する機会を新たに提供した。 令和2年度は、ホームページ利用者の属性や関心事項を把握するため、アンケートページ作成機能をホームページに導入した。さらに、情報発信の強化を図るため、「消費者コーナー」(ムービーコーナー)に動画共有サイト(YouTube)を新たに開設し、畜産関係補助事業の公募にかかる</p>		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td colspan="5">—</td> </tr> <tr> <td colspan="6">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>a</td> <td>a</td> <td>a</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	評価	—					各事業年度の評価結果						30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		a	a	a	a			<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価	—																															
各事業年度の評価結果																																
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																												
a	a	a	a																													
評価																																

			<p>事業実施主体への事業説明に利用するなど、機構業務全般の情報発信に活用した。このほか、農畜産業及びその関連産業の発展に資するための関連事業者等への広告掲載機会の提供について、従来のホームページに加え、新たに情報誌のメールマガジンも対象とする媒体とした。</p> <p>令和3年度は、Web配信となった広報誌にデジタルブックを新たに導入したほか、情報誌（畜産の情報）バックナンバーの検索機能拡充のための改修を行うなどホームページの機能強化を図った。</p>							
5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	○5 情報セキュリティ対策の向上		<p><評定と根拠> 評定B 満点：16点（小項目8×2点）</p> <p>a 評価の小項目数：1×3点＝3点 b 評価の小項目数：6×2点＝12点 c 評価の小項目数：1×1点＝1点 合計：3+12+1＝16点</p> <p>16点/16点＝100%</p> <p>情報セキュリティ対策の向上については、中項目の中期達成</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評定に至った理由> 小項目の評定はaが1、bが6、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の120%以上であることから、評定はAとした。</p> <p>小項目の総数：8 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：6×2点＝12点 評価cの小項目数：1×1点＝1点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 16点（16/16＝100%）</p> <p>・情報セキュリティ対策の向上については、毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己</p>	評定	B	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	B									
評定										

				<p>割合が 100%であり、概ね、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p>平成 30 年度は、情報セキュリティインシデントが発生したことから、外部有識者による検証も経て発生要因を特定した上で再発防止策を講じるなど、改善を要した。</p> <p>令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策を万全に講じたなど、情報セキュリティ対策の向上を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>平成 30 年度の情報セキュリティインシデントについては、その発生要因を分析した上で、以下の再発防止策を講じた。</p> <p>①不正なアクセスを防止する観点からの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室への入退室管理の厳格化 ・通行証管理の徹底 ・サーバへのアクセスに必要なパスワード管理の徹底 <p>②対外非公表とすべき情報の持ち出しを防止する観点からの措置</p>	<p>点検等の取組を計画どおり実施している。</p> <p>特に、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策を万全に講じるなど、情報セキュリティ対策の向上を図っている。</p> <p>なお、平成 30 年度に情報セキュリティインシデントが発生し、外部有識者による検証も経て発生要因を特定した上で再発防止策として、不正なアクセスの防止措置、非公表情報に対する措置、情報セキュリティに関する知識向上に関する措置等が図られているが、今後も十分な対策が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時を含めた連絡体制の整備については、当省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施されていた。 <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化の取組を行っており、平成 30 年度に発生した情報セキュリティインシデント以降は、重大なインシデントは発生していない。しかし、法人は多数の個人情報等を有していることから、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。 	
--	--	--	--	--	---	--

				<ul style="list-style-type: none"> ・USBメモリの一元管理の徹底及び機構外への持ち出しの原則禁止 ・機密性の高い情報の保存管理ルールの徹底 ・在職中に加え、退職後も秘密保持を義務付け <p>③情報セキュリティ一般の向上を図る観点からの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の充実 ・内部・外部の主体による監査の強化 ・効果的・効率的なリスク管理の励行 <p>今後も必要な対策を着実に取り組んでいくこととしている。</p>																		
<p>サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>(1)サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>◇(1)情報セキュリティ対策の向上(指標=規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策の改善等)</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b:取組は十分であった</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ対策の向上のための取組を実施した。主な取組みは以下のとおり。</p> <p>①外部専門家による情報システムのセキュリティ診断の実施</p> <p>②役職員を対象とした外部講師による情報セキュリティ研修及び標的型メール訓練の実施</p> <p>③ポップアップ形式による役職員への不審メールの見分け方等の周知</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の評価結果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>b</td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	評価	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	c	b	a	b		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価		
評価	—																					
各事業年度の評価結果																						
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																		
c	b	a	b																			
評価																						

			<p>④情報セキュリティに関する自己点検の実施</p> <p>⑤プロキシサーバ、IPSによる外部監視サービス及び標的型攻撃対策管理サーバ等の情報セキュリティ機器等の整備</p> <p>⑥政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群等の改正を踏まえた情報セキュリティ関係規程の改正</p> <p>平成30年度は、情報セキュリティインシデントが発生したことから、外部有識者の助言を仰ぎ、確認された事実関係に基づく発生要因の検証を行った上で、再発防止策を策定し、これらをNISCに対して報告するとともに、その概略について对外公表を行った。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短期間で情報セキュリティ対策を万全に講じるなど情報セキュリティ対策の向上に努めた。</p> <p><主要な業務実績> 毎年度、農林水産省の担当部局を含めた</p>														
	<p>(2) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セ</p>	<p>◇(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 (指標=所管部局と</p>		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> <td>評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度 4年度</td> </tr> </table>	評価	—	評価		各事業年度の評価結果				30年度	元年度	2年度	3年度 4年度	
評価	—	評価															
各事業年度の評価結果																	
30年度	元年度	2年度	3年度 4年度														

	<p>セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>の連絡体制の整備、情報交換の実施等)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>緊急時の連絡網の整備・更新を行うとともに、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、同省の担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。</p> <p>このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。</p>		<p>b b b b</p>																	
—	<p>6 施設及び設備に関する計画</p> <p>予定なし</p>	—	—	—	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> <td>評価</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度 4年度</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	評価	—	評価		各事業年度の評価結果				30年度	元年度	2年度	3年度 4年度	—	—	—	—	
評価	—	評価																				
各事業年度の評価結果																						
30年度	元年度	2年度	3年度 4年度																			
—	—	—	—																			
—	<p>7 積立金の処分に関する事項</p> <p>畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）附則第8条第1項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第10条第1号ニからチまでに規定する業務、同条第5号ニ及びホに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第</p>	<p>○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(畜産勘定)</p> <p>毎年度、畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。</p> <p>(補給金等勘定)</p> <p>毎年度、補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価B</p> <p>満点：8点（小項目4×2点）</p> <p>B評価の項目数：4×2点＝8点</p> <p>合計：8点</p> <p>8点/8点＝100%</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金の処分については、中項目の中期達成割合が100%であり、毎年度、計画通りに実施しており、所期の目標を達成すると見込まれる。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p>小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：4</p> <p>評価sの小項目数：0×4点＝0点</p> <p>評価aの小項目数：0×3点＝0点</p> <p>評価bの小項目数：4×2点＝8点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点＝0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点＝0点</p> <p>合計 8点（8/8＝100%）</p> <p>・計画どおり取組が行われているので、自己評価書のとおり適当と認められる。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度 4年度</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </table>	各事業年度の評価結果				30年度	元年度	2年度	3年度 4年度	B	B	B	B				
各事業年度の評価結果																						
30年度	元年度	2年度	3年度 4年度																			
B	B	B	B																			

	98号)第3条第1項に規定する業務に充てることとする。		<p>(でん粉勘定) 毎年度、でん粉勘定の前中期目標期間繰越積立金は、機構法第10条第5号ホ及びへに規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p> <p>(肉用子牛勘定) 毎年度、肉用子牛勘定の前中期目標期間繰越積立金は、肉用子牛生産安定等特別措置法第3条第1項に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p>																			
<p>6 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p>	<p>8 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p>	<p>○8 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 長期借入れは行わなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> </table>	評定	－	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	－	－	－	－	－	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td></td> </tr> </table>	評定	
評定	－																					
各事業年度の評価結果																						
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																		
－	－	－	－	－																		
評定																						

4. その他参考情報
特になし